

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【公開番号】特開2009-129907(P2009-129907A)
 【公開日】平成21年6月11日(2009.6.11)
 【年通号数】公開・登録公報2009-023
 【出願番号】特願2008-294759(P2008-294759)
 【国際特許分類】

H 0 1 J 35/06 (2006.01)

【F I】

H 0 1 J	35/06	D
H 0 1 J	35/06	E
H 0 1 J	35/06	C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年12月19日(2011.12.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0038

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0038】

したがって、基準を変更する上記動作機能は、フィラメント・ワイヤ直径を小さくする必要性を少なくし、例えば一実施形態では、4～6ミルのフィラメント・ワイヤ直径の増加が可能になる。図5に示すグラフ88はこのような概念を示しており、曲線90Aは時定数がトリエーティッド・タングステン・ワイヤなしで改善された場合の電力増加のレベル(y軸)を示しており、曲線90Bはトリエーティッド・タングステン・ワイヤがフィラメント・セグメントに使用される場合に存在する小さな電力増加を示している。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0060

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0060】

寸法は特定の応用例により変更することができるが、一実施形態では、図11A～11Dに示すフィラメント・アセンブリ460の各フィラメント・セグメントは約300ミルの長さLを有し、フィラメント・セグメントを画定する伝導性ワイヤは約7ミルの直径を有し、フィラメント・セグメントの中心部は互いに27ミルの距離だけ離れている。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】図4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図4】

